明治大学教職員のための

障がい学生支援ガイドライン

目　次

1　はじめに（目的）

2　国の障がい者施策

（1）これまでの経緯（簡略版）……03
（2）改正障害者差別解消法（2024.4 施行）のポイント……04

3　本学における障がい学生支援

（1）明治大学障がい学生支援に関する規程……05
（2）明治大学障がい学生支援基本方針……05
（3）本学における障がい学生支援の在り方……05
（4）不当な差別的取扱いの禁止……06
（5）合理的配慮とは……06
① 合理的配慮の考え方
② 合理的配慮の７要素
③ 建設的対話
④ 社会的障壁・障がいの社会モデル
⑤ 不当な差別的取扱いと合理的配慮の関係

4　本学における障がい学生支援体制

（1）障がい学生とは……12
（2）障がい学生支援体制図……13
①関連組織と役割
②入学試験における障がい学生支援（受験上の配慮）
③入学予定者（入学手続き後）における障がい学生支援
（3）修学上の支援における合理的配慮の提供（支援の実施）の流れ……18
（4）障がい学生支援における紛争の防止・解決における体制……28
（5）障がい学生支援における災害対策……29
（6）障がい学生支援の推進（啓発）……29
（7）学生サポーターとは……29

5　参考

（1）主な障がいと修学上の支援（合理的配慮）事例集……30
① 視覚障がい
② 聴覚障がい
③ 肢体不自由
④ 病弱・虚弱
⑤ 精神障がい
⑥ 発達障がい

1　はじめに（目的）

明治大学（大学院及び専門職大学院を含む）では、建学の精神に基づき、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に教育研究その他の活動（教育研究活動）を営むことのできる環境を整備し、もって修学の機会均等が確保されることを目的とし、2018 年 11 月に「明治大学障がい学生支援に関する規程」を制定しました。

同規程に基づき、障がいのある学生の支援に関する啓発を図ることを目的として、「明治大学障がい学生支援基本方針」及び「明治大学教職員のための障がい学生支援ガイドライン」を制定しています。

これらは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）並びに文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針及び文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次～第三次まとめ）」に基づき作成されています。

本ガイドラインは、2019 年 3 月に発行した「明治大学教職員のための障がい学生支援ハンドブック」を改訂する形で、改正障害者差別解消法（2024 年 4 月施行）に対応するとともに、本学における障がい学生支援の推進を図るため、教職員等が認識すべき事項、具体的対応、留意事項等について定めました。これは法令及び本学の規程の解釈や障がい学生支援の実施に関して理解を深めるとともに、教職員の共通認識を高めることを目的としています。

障がい学生支援に携わる教職員だけでなく、本学の教職員一人ひとりが、障がいについて理解を深めてくださること、また、障がいのある学生への支援を推進していくため、本ガイドラインを活用してくださることを願っています。

明治大学では、「障害」の表記を「障がい」としています。

※法律名や引用文等に関しては、障害と表記しています。

2章と3章は、障がい学生支援の基礎知識編！
障がい学生支援に携わる際はもちろんのこと、本学の教職員として必ずご一読ください！

4章は、実際に障がい学生支援を行うときに必要な事項となります！

５章には、面談（建設的対話）や修学上の支援（合理的配慮）内容を検討する際の参考として、主な障がいと修学上の支援（合理的配慮）事例集を掲載しました！

2 国の障がい者施策

（1）これまでの経緯（簡略版）

年（西暦）	内容
2006	国連総会において「障害者の権利に関する条約」採択
2011	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行
2012	文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」
2014	「障害者の権利に関する条約」批准
2015	私立大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」告示
2016	「障害者差別解消法」施行
2017	文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」
2023	「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正）」告示
2024	●文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」 ●「障害者差別解消法の一部を改正する法律」（改正障害者差別解消法）施行

ポイント **本学では、こうした国の施策に基づいて、障がい学生支援を実施しています。**

◆**文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下、文科省検討会第一次まとめ）**

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm

◆**文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下、文科省検討会第二次まとめ）**

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

◆**文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（以下、文科省検討会第三次まとめ）**

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html

◆**文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正）（以下、文科省対応指針）**

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

（2）改正障害者差別解消法（2024.4 施行）のポイント

障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が 2016 年 4 月 1 日から施行されました。同法は 2021 年 5 月に改正され、2024 年 4 月 1 日から施行されています。

改正障害者差別解消法で大きく変更となったのは、私立大学を含む全ての事業者において、合理的配慮の提供が義務化された点です。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について 策定義務 (第11条1項)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	–
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	–
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 → **義務** (第8条2項) **(第8条2項)** 2024.4 ～	–	対応指針の対象

障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）（抜粋）

（国民の責務）

第 4 条　国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条　事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 本学における障がい学生支援

本学では、法令及び建学の精神に基づき、障がい学生支援に関する規程及び基本方針を定め、同支援を推進しています。

（1）明治大学障がい学生支援に関する規程

https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/kitei.html

（2）明治大学障がい学生支援基本方針

https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/basicpolicy.html

（3）本学における障がい学生支援の在り方

本学における障がい学生支援の在り方として、まず、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に教育研究活動を営むことのできる環境を整備し、修学の機会均等を確保するため、組織においても個人においても、事前的改善措置（※1）を積極的に講じることを念頭においていただきますよう、よろしくお願いいたします。

その上で、障がい学生から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、当該学生の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的配慮の提供を行います。

例えば、授業においては、講義・演習等その形態を問わず、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要であり、その際の手段として、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行うこと、コミュニケーション上の支援を行うことが挙げられます。（参考：文科省検討会第二次まとめ）

「事前的改善措置」（※1）

施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等、環境の整備を行うこと。

（参考：文科省検討会第三次まとめ）

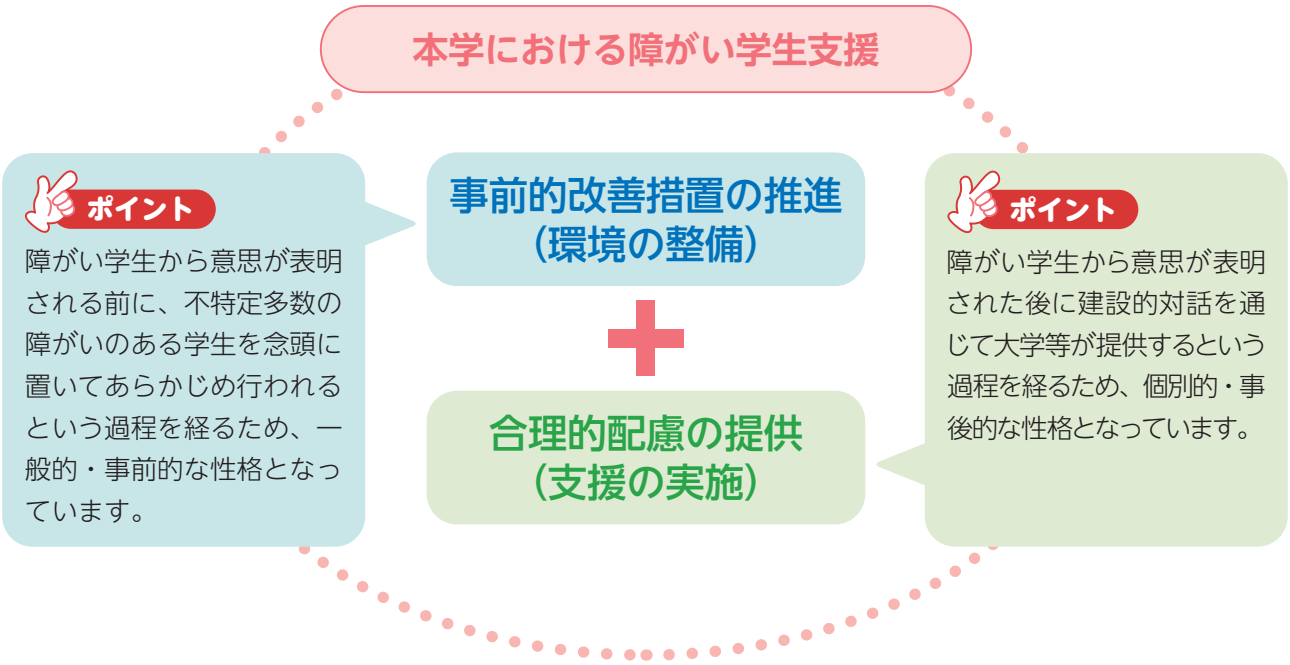

（4）不当な差別的取扱いの禁止

障害者差別解消法第８条第１項の規定のとおり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生の権利利益を侵害してはなりません。

【不当な差別的取扱いとは？】

障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、各種機会の提供を拒否することです。

【正当な理由がないとは？】

個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、各種機会の提供を拒否する又は制限することは、正当な理由には当たりません。

（参考：文科省対応指針）

ポイント

個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障がい学生にその理由を丁寧に説明する必要性があります。また、大学側と障がい学生の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが重要です。

授業における例

■合理的配慮の提供ができないとして受講を拒否
■合理的配慮を受けたことを理由に評価を下げる
■実習参加の拒否

学生生活における例

■窓口対応を後回しにする
■学食の利用やサービスを拒否
■情報保障を用意できないとして学内行事への参加を拒否

（5）合理的配慮とは

①合理的配慮の考え方

本学では、合理的配慮について明治大学障がい学生支援に関する規程第２条に規定されているとおり、**「本大学における教育研究活動において、障がいのある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。」**と定義しています。

本学では、法令及び本学規程等に則り、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、修学上における社会的障壁の除去に向けて合理的配慮を検討し、実施することになっています。

※本学では、「合理的配慮内容」を「（障がい学生における）修学上の支援内容」と同義で使用する場合があります。

＜例＞

（障がいに起因して）
大学に行けない…
授業が理解できない…

相談 → 本人の意思を確認しながら、支援申請へ → 修学上の支援申請 → 合理的配慮内容（修学上の支援内容）の検討へ

修学上の支援申請 → 合理的配慮内容（修学上の支援内容）の検討へ

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明

ポイント

下の図は、合理的配慮を考える際に、よく使用されるイメージ図です。合理的配慮とは、障がい学生にとっての社会的障壁（図の“壁”）を取り除くため調整（図の“踏み台”）を行うことです。

障がい学生に対して、**合理的配慮を提供する目的は、障がい学生がその他の学生と同等の機会の提供を受けることができるようにすること**です。

次ページ以降では、こうした合理的配慮の内容を検討する際に必要な事項を記載します。

②合理的配慮の７要素

文科省検討会第三次まとめでは、『合理的配慮は、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害のある学生の個々の必要に応じ、過重な負担を伴わず、社会的障壁を除去し、障害のある学生の意向を十分に尊重し、大学等の本来の業務に付随し、障害のある学生の機会を平等にするもので、事柄の本質を変更しないものをいう』と示されています。

この点を踏まえた上で、本学では、合理的配慮内容を検討する上で、独立行政法人日本学生支援機構「紛争の防止・解決等のための基礎知識」に記載されている以下の７つの要素を踏まえることとします。

①	個々のニーズ	同じ障がいであっても、現出する社会的障壁は千差万別です。ガイドラインや前例を参考としながらも、丁寧に建設的対話を重ねて、個別に対応する必要があります。
②	社会的障壁の除去（の実施）	社会的障壁を取り除くことで、障がい学生が、その他の学生と同じスタートラインに立ち、教育・研究の機会を平等に得ることができます。
③	非過重な負担	過重な負担については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断することが必要です。次ページにて、基本的な考え方を紹介します。
④	意向の尊重	合理的配慮（修学上の支援）は、一律にその内容を決定することではありません。障がい学生の意向を尊重した内容とするためにも、建設的対話が重要です。
⑤	本来業務付随	大学の教育・研究とは関係のない、学生のプライベートにおいて必要な配慮は、対象外となります。
⑥	機会平等	障がい学生がその他の学生と同等の機会の提供を受けることができるようにすることです。
⑦	本質変更不可	合理的配慮は、学生間の機会平等を実現するものであり、教育の本質を変更するものではありません。次ページにて、基本的な考え方を紹介します。

参考：独立行政法人日本学生支援機構
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/kiso/kiso1_4.html

ポイント 非過重な負担

文科省の対応指針では、過重な負担の基本的な考え方を以下のとおり記載しています。本学においても、以下の考え方に基づいて判断することとします。

> 過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、関係事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。（文部省対応指針より抜粋）

①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
②実現可能性の程度（物理的･技術的制約、人的･体制上の制約）
③費用・負担の程度
④事務・事業規模
⑤財政・財務状況

担当部署の負担（ヒト・モノ・カネ）や各科目担当教員の負担を考えるのはもちろんだけど、それだけではなく、学部全体・大学全体として負担となるかどうか、そうした視点も重要です！

過重な負担に該当する場合、重要なのは、障がい学生と大学側との建設的対話です。相互理解に努めましょう！

ポイント 本質変更不可

文科省の対応指針では、本質変更不可について「事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある」と記載しています。本学においては、教育・研究及び各科目の目的・内容・評価の本質を変えないという原則に留意しつつ、障がい学生との建設的対話を通して、個々の事案ごとに判断していくことを、基本的な考え方とします。

この点で、重要な判断材料となるのが、**3ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）**及び**各科目のシラバス**となります。

3ポリシーやシラバス等を明確にして公開することは、教育の本質を可視化することであり、合理的配慮の提供において**変更できる点と変更できない点を明確にする**ことにも繋がります。特に、シラバスに授業の目標・内容・評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるだけでなく、障がい学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要になります。

障がい学生だけでなく、全ての学生にとって、シラバスは科目選択において重要な資料です。シラバス作成の際に、障がい学生にとって社会的障壁となるような項目が入っていないかを確認することも大切です！

障がい学生との面談（建設的対話）や、その後の支援内容の検討においても、シラバスは重要な判断材料になります！

文科省検討会第三次まとめで、3ポリシーについて、「学部等の責任のもとで、教育の提供方法を調整することで教育の目的・内容・評価の本質を変えずに社会的障壁の除去が可能であるかといった合理的配慮の妥当性が判断しやすくなるよう、必要に応じて3ポリシーの見直しを行うことが望ましい」と言われている点も注意が必要です！

合理的配慮の提供の事例

参考：文科省対応指針

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

▶入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申請があった場合に、「デジタル機器の使用を認めた前例がない」という理由で、一律に対応を断ること。

▶授業等において、視聴覚障がい学生からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった際に、座席確保等の対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

▶キャンパス内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で支援を断ること。

▶障がい学生が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室等の代替施設を検討することなく、「専用の設備がない」という理由で対応を断ること。

合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例

▶医療的ケアを必要とする学生が体調不良のため登校できない場合に、医療的ケア看護職員に家庭での個別の体調管理を依頼する等、事業の一環として行っていない業務の提供を保護者等から求められた場合に、その提供を断ること。

▶図書館等において、混雑時に視聴覚障がい学生から教職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、教職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること。

▶発達障がい等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、受講方法の調整等の支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマポリシー等に照らし、教育の目的・内容・評価の本質的な変更に当たるとの判断から、当該対応を断ること。

※上記はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要です。

③建設的対話

建設的対話とは、**「障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話合い」**のことです（参考：文科省検討会第三次まとめ）。

これまでに紹介した合理的配慮の７要素に、「個々のニーズ」や「意向の尊重」があり、障がい学生支援の原則として、障がい学生本人の意思や要望を尊重しながら、**個々の事案ごとに対応することの必要性**を述べてきました。

一方で、「本質変更不可」や「（大学側の）非過重な負担」のように、大学側が遵守すべき事項もあります。

このようなことから、合理的配慮内容を検討していく上で、**障がい学生と大学側がお互いの現状を共有・認識し、双方にとってより適切な合理的配慮の内容を決定するための話合い、つまり建設的対話が必要不可欠**となっています。

その上で、障がい学生の要望通りの配慮の提供が困難だと感じた場合には、その理由を丁寧に説明し、建設的対話と相互理解を深め、目的に応じた同等の効果が得られる代替手段を見つけられるよう、障がい学生本人とともに検討をしていきます。

合理的配慮の内容を決定する際には、障がいの状況の変化や学年進行に合わせ、建設的対話を行っていくことが必要です。

④社会的障壁・障がいの社会モデル

社会的障壁とは

社会的障壁とは『障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの』（障害者差別解消法第2条2）であり、これを除去することが大学に求められています。

“障がいのない大多数の人を前提に作られた社会の仕組み”が原因となっているとも考えられます

障がいの「社会モデル」とは

障がいの「社会モデル」
障がいを個人の心身の機能の障がいだけでなく、社会的な制約等の環境との関係として捉え、そうした社会的な障壁を取り除くことで解決できるとするもの（障がいとは、個人と社会の諸要因の相互作用によって決まる相対的なものであるという考え方）。

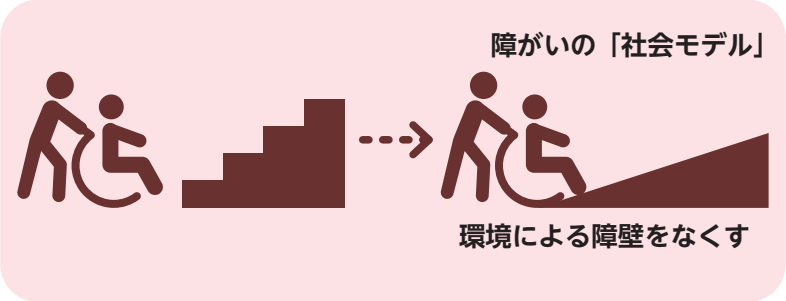

障がいの「医学モデル」
障がいという状態は、疾病や外傷等により個人に生じた問題としてとらえ、専門職による治療等の医療を必要とするものであるという考え方。

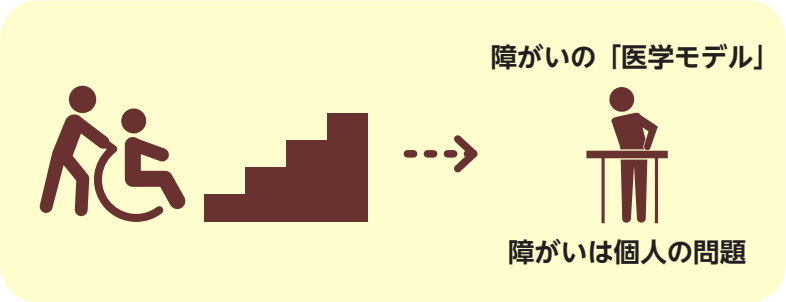

⑤不当な差別的取扱いと合理的配慮の関係

不当な差別的取扱いと合理的配慮は、どちらもルール（規則、規程、細則、規定、基準、方針、慣習、慣行等）に例外を設ける機能をもつことがあります。そのため、大学等がルールに例外を設けるという行為が、不当な差別的取扱いと合理的配慮のどちらになるかが問題となることがあります。

（参考事例）

・『授業において学生全員から発言を求める』という慣行がある場合に、教員が合理的配慮のつもりで授業中に障がい学生を指名しなかったが、障がい学生としては障がいゆえに指名されなかったので不当な差別的取扱いを受けたと考えた、ということがあります。建設的対話を怠り、障がい学生の意向を十分に尊重せずにルールに例外を設けると、このような事態が生じてしまいます。

・実習を伴う授業において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい学生に対し、当該実習とは別の実習を設定することは、障がい学生本人の安全確保の観点から正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。ただし、この場合も、障がい学生との建設的対話を通した相互理解が必要です。

参考：文科省検討会第三次まとめ

4　本学における障がい学生支援体制

(1) 障がい学生とは

本学の障がい学生支援における障がい学生については、**修学上の支援申請をした学生**としています。(本学に入学を希望する者への対応については、P.15 以降を参照)

これは、合理的配慮の提供における「障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」を、「修学上の支援申請」としていることによります。

しかしながら、文科省検討会第三次まとめでは、「障害のある学生本人の意向を正確に把握し、合理的配慮の提供に結びつけるためには、大学等においても、学生自身が適切に意思表明できるよう工夫することが重要」とされており、「学生自身が自己理解を深め、セルフアドボカシー（自己権利擁護）の力を身に付けられるようなプログラムや機会を提供し、自身が大学等で学ぶにあたり、真に必要となる合理的配慮は何であるかを、学生が自分自身で決定し、表明できるよう導くといった取組」が必要とされていることから、本学の障がい学生支援として、以下のように障がい学生を捉えることを基本とします。

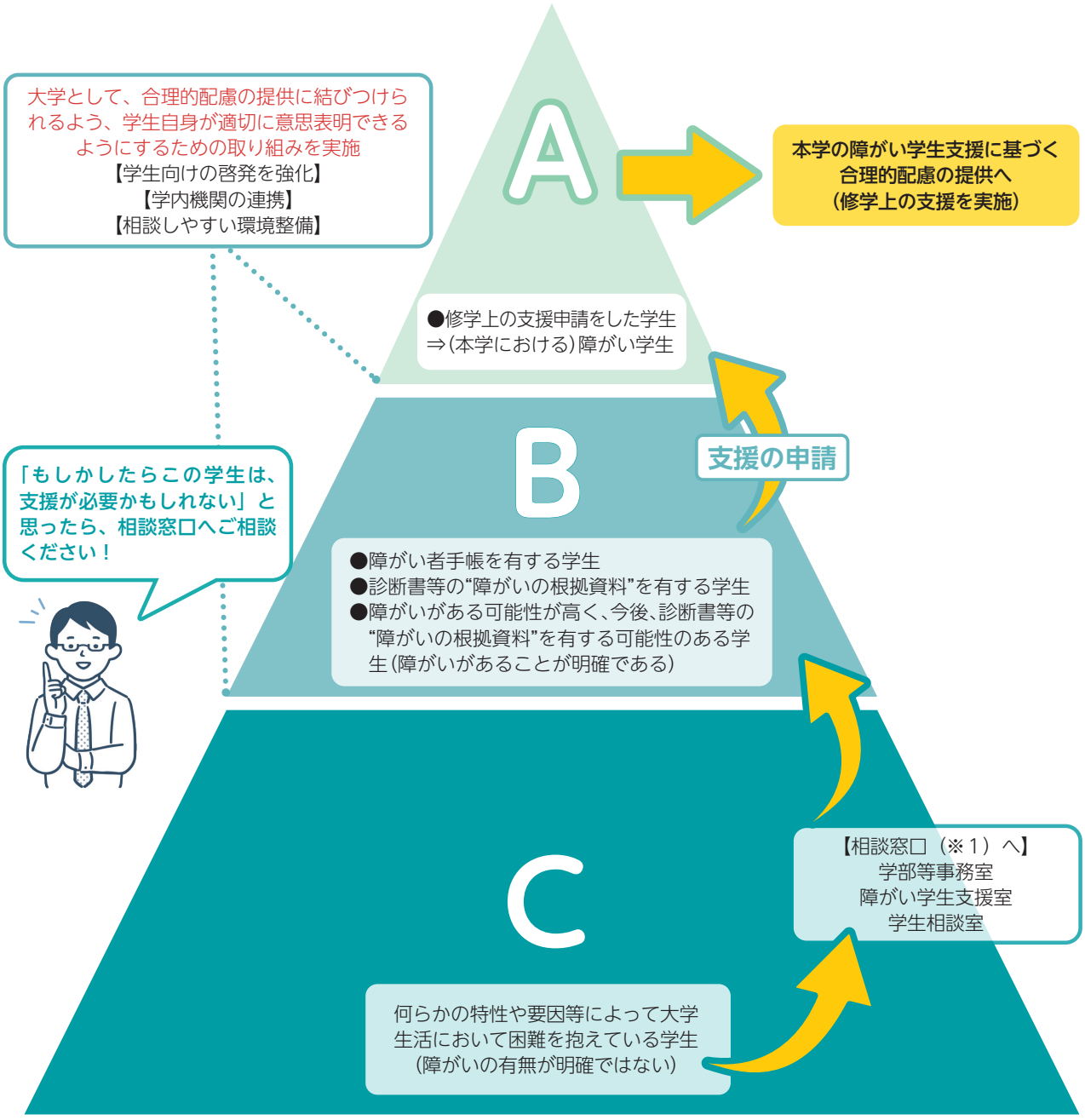

※1 相談窓口は、明治大学障がい学生支援に関する規程第８条に基づきます。

(2) 障がい学生支援体制図

①関連組織と役割

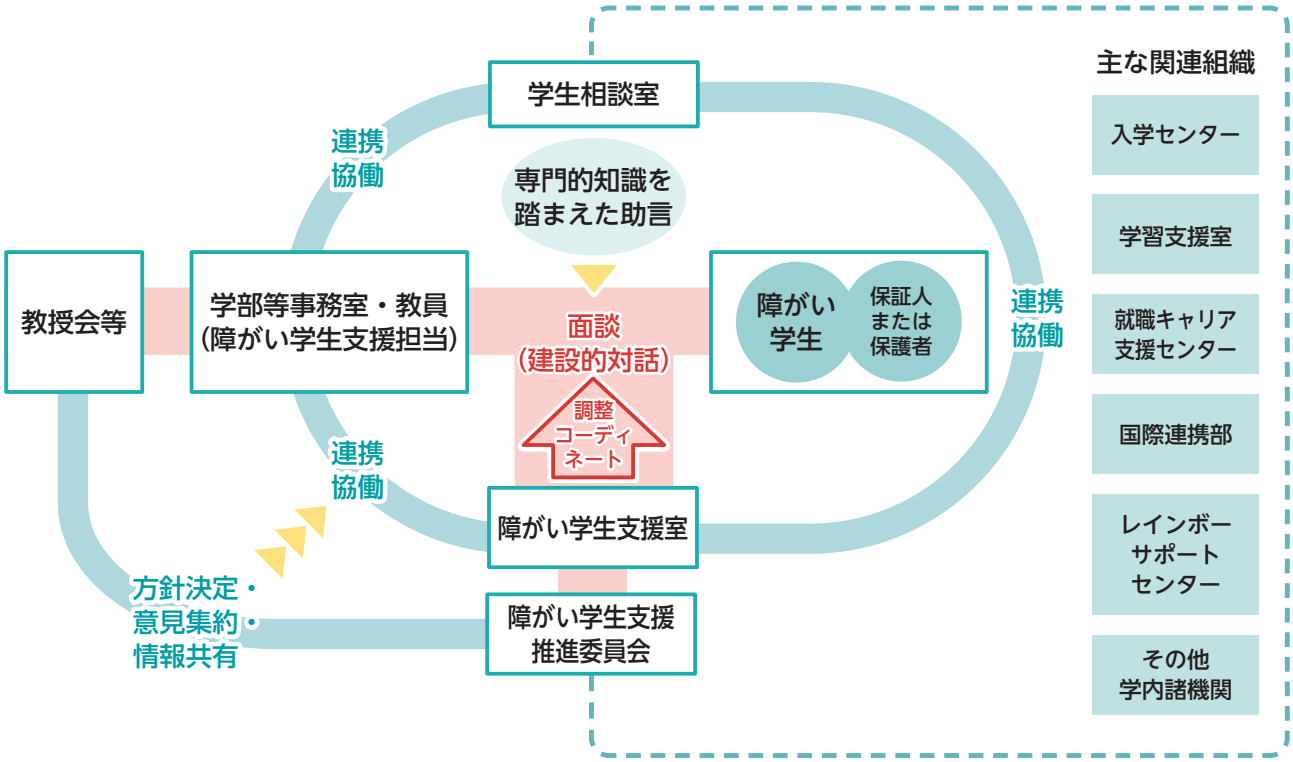

関連組織（機関）	障がい学生支援における修学上の支援の主な役割
学部等事務室	◆修学上の支援申請の受付窓口 ◆障がい学生との面談（建設的対話）設定等、修学上の支援内容（合理的配慮内容）の検討から実施までの手続きに係ること ◆相談窓口（規程第８条）
教授会等	◆修学上の支援内容（合理的配慮内容）の決定や実施における責任の主体
教授会の委任を受けた当該学部等の会議体等	◆修学上の支援内容（合理的配慮内容）の検討
障がい学生支援室	◆障がい学生支援のコーディネート（調整） 障がい学生の修学上の支援内容（合理的配慮内容）について、関係者間での建設的対話を経て合意が得られるよう、関係者への助言等を行い、スムーズに支援が検討、決定、実施されるよう調整する。 ◆障がい学生支援推進委員会事務局 本学における障がい学生支援全体のとりまとめを行うとともに、障がい学生支援における企画立案・実施等を担う。 ◆相談窓口（規程第８条）
障がい学生支援推進委員会	◆本学における障がい学生支援の推進に関わる重要事項の審議（規程第９条）
学生相談室	◆学生の学業、日常生活及び心的諸問題についての相談応対（明治大学学生相談室規程第３条） ◆上記相談応対を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる（連携・協働） ◆上記相談応対を通して、障がい学生支援における情報共有が必要な場合の助言 ◆学生相談室を既に利用している障がい学生の修学上の支援内容（合理的配慮内容）検討及び実施に際する､関係諸機関への障がいに関する専門的知識を踏まえての助言（※） ◆相談窓口（規程第８条）

※障がいに関する専門的知識を踏まえての助言は、学生相談室の精神科医・カウンセラーの意見書を想定

関連組織（機関）	障がい学生支援における修学上の支援の主な役割
入学センター	◆受験上の配慮に関する対応（詳細は P.15 参照）
学習支援室	◆障がい学生に対する学習支援の実施
就職キャリア支援センター	◆多様な障がい学生に対する就職キャリア支援の実施 ◆就職相談応対を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる（連携・協働）
国際連携部	◆留学（派遣・受入）において障がい学生支援が必要な場合の連携・協働
レインボーサポートセンター	◆多様な性に関する相談・助言（明治大学レインボーサポートセンター規程第 2 条） ◆上記相談応対を通して、障がい学生支援における修学上の支援の必要性が認められる場合は、支援申請へと繋げる（連携・協働）
その他学内諸機関	◆障がい学生支援に関連する事項の検討

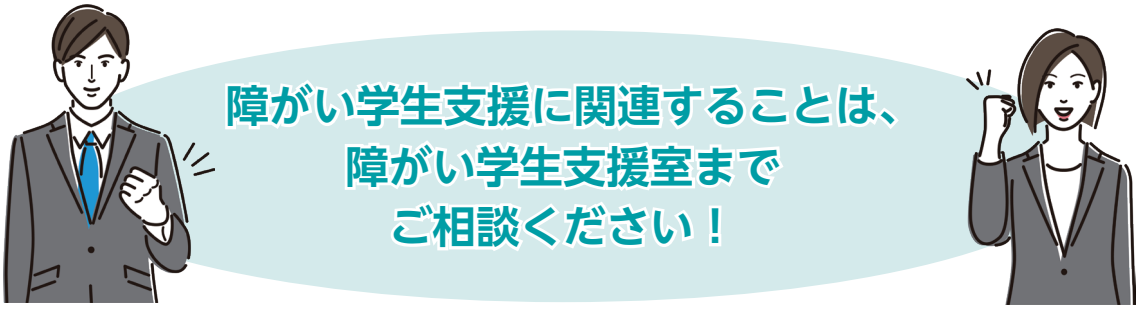

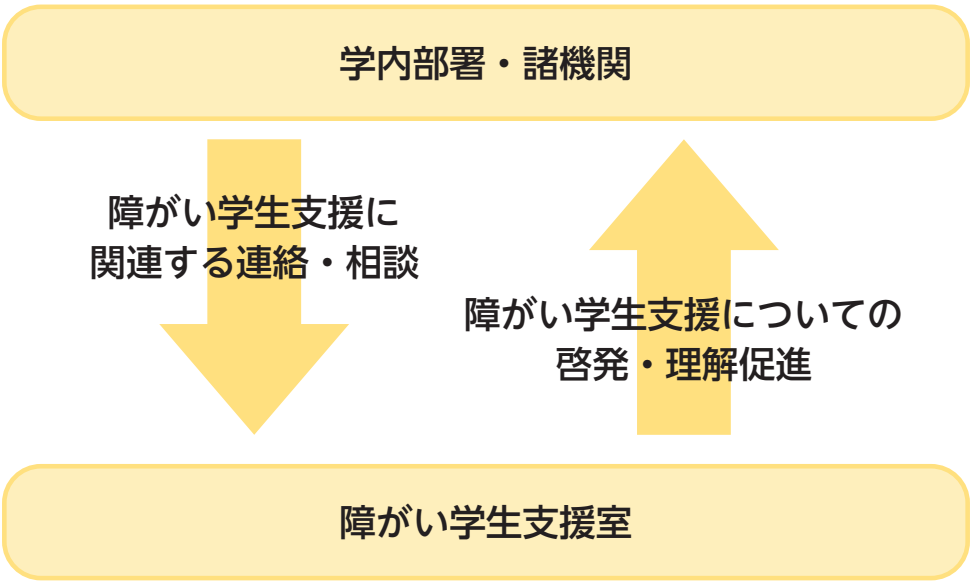

②入学試験における障がい学生支援（受験上の配慮）

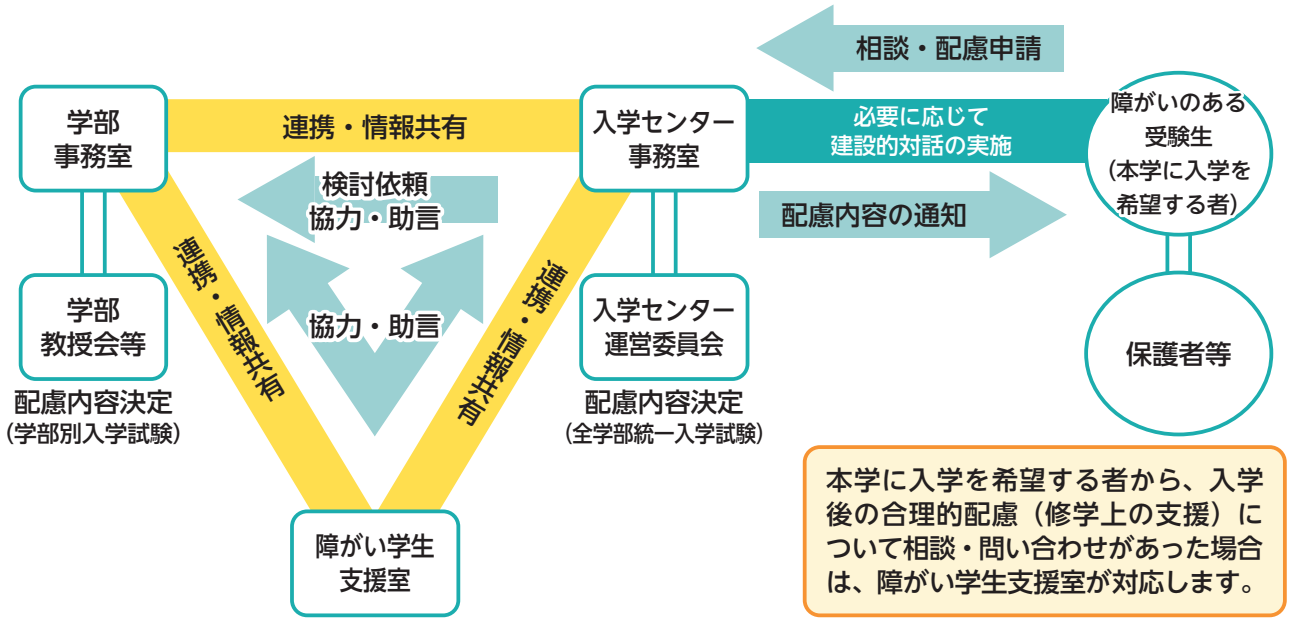

関連組織（機関）	入学試験における障がい学生支援（受験上の配慮）の主な役割
入学センター事務室	◆受験上の配慮に関する、受験予定者からの相談応対及び申請窓口 ◆配慮内容案の作成、必要な場合には学部事務室へ検討依頼 ◆学部事務室が配慮内容を決定する際の協力、助言 ◆配慮申請を行った受験生への配慮内容の通知 ◆入学試験当日の対応（別室受験者の誘導等）
入学センター運営委員会	◆配慮内容の決定（全学部統一入学試験）
学部事務室	◆入学試験当日の対応（用紙の拡大印刷等の試験問題や解答に関わること） ◆入学センター事務室が実施する受験上の配慮に関する、受験予定者からの相談応対との連携
学部教授会等	◆配慮内容の決定（学部別入学試験）
障がい学生支援室	◆入学センター事務室及び学部事務室が実施する受験上の配慮に関する、受験予定者からの相談応対への協力、助言 ◆入学センター事務室及び学部事務室が配慮内容を決定する際の協力、助言 ◆入学試験当日の対応（別室受験者の誘導等） ◆本学に入学を希望する者から、入学後の合理的配慮（修学上の支援）について相談・問い合わせがあった場合の対応

※全学部統一・学部別入学試験以外の、学部等が実施する入学試験に関しては、当該入学試験実施主体と障がい学生支援室が連携して対応

受験上の配慮申請の流れ

申請前相談受付

障がいのある受験生から受験上の配慮申請の方法や日程、実際の配慮内容に関する相談があった場合、入学センター事務室が対応する。

受験上の配慮申請受付

障がいのある受験生からの申請内容を確認し、より詳細なヒアリングが必要な場合は、入学センター事務室が障がいのある受験生やその保護者に対し、症状や希望する配慮内容の詳細について確認する。

配慮内容案の作成

障がいのある受験生からの申請内容に基づき、入学センター事務室が配慮内容案を作成する。

配慮内容の決定

【学部別入学試験の場合】
入学センター事務室から学部事務室に対し、確認が必要な配慮内容案については審議依頼を行い、当該学部教授会等において決定する。

【全学部統一入学試験の場合】
入学センター運営委員会にて、配慮内容案について審議の上、決定する。

配慮内容の通知

入学センター事務室から障がいのある受験生に対し、配慮内容を通知する。

配慮内容に関する問い合わせ受付

障がいのある受験生から配慮内容に関する問い合わせがあった場合は、入学センター事務室が障がいのある受験生との建設的対話を行う。場合によっては、当該学部及び障がい学生支援室と連携して対応する。

出願手続後の対応

・出願手続後、受験上の配慮申請を行った出願者について、関係部署内で情報共有する。

・主に別室受験者に対し、受験上の配慮に関する注意事項を通知する。

入学試験当日の対応

事前の決定に基づき、受験上の配慮を実施する。

③入学予定者（入学手続き後）における障がい学生支援

本学への入学予定者については、原則、入学後に、障がい学生支援の流れに沿って、対応を行うこととします。ただし、入学前の対応が必要な場合には、原則、以下のとおり対応することとします。

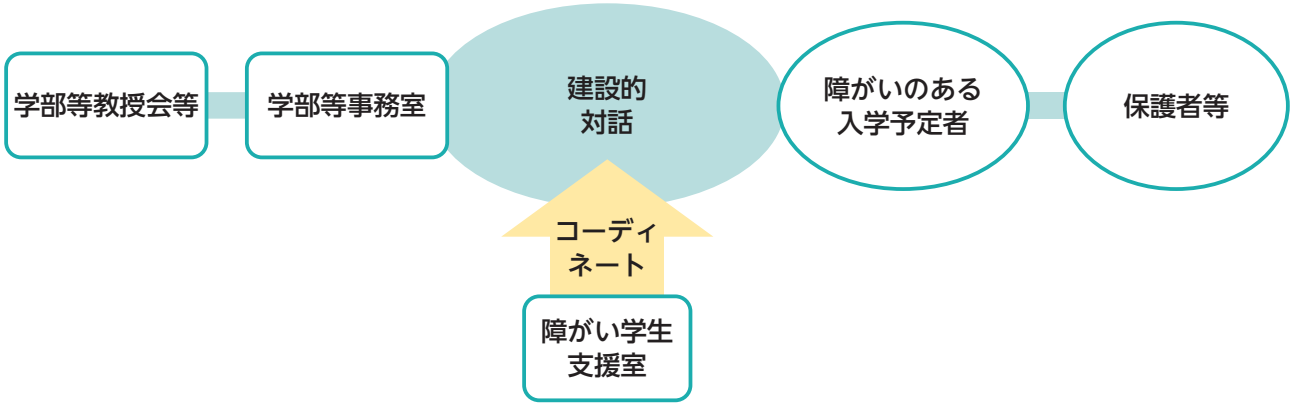

当該入学予定者から、入学後の合理的配慮（修学上の支援）について問い合わせがあった場合

学部等と障がい学生支援室が連携して、面談（建設的対話）を行うなどの対応をします。ただし、具体的な配慮内容については、入学後に履修科目が決定した後、あらためて確認し決定します。

大学として、入学前に面談（建設的対話）が必要な場合
＜合理的配慮（修学上の支援）の実施準備に時間を要する場合など＞

入学前に面談（建設的対話）の実施が必要かどうかについては、学部等と障がい学生支援室が受験上の配慮を行った受験生の合否・入学手続状況を共有し、連携して判断します。
なお、面談を実施する際は、P.21 に記載の「面談（建設的対話）」と同様の方法とします。

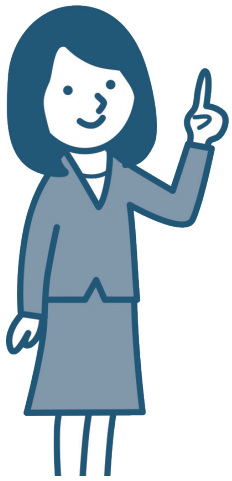

ポイント　受験上の配慮と修学上の支援について

受験上の配慮と入学後の修学上の支援は、それぞれ本質が異なるため、受験上の配慮内容が、そのまま修学上の支援内容になるということではありません。
入学後、障がい学生支援の流れに沿い、面談（建設的対話）を通して、障がい学生が履修する授業科目の性質等に鑑み、修学上の支援内容を決定します。
なお、修学上の支援内容を検討する上で、受験上の配慮内容を参考にすることがあります。

（3）修学上の支援における合理的配慮の提供（支援の実施）の流れ

STEP 0

申請前相談

学生によっては、支援申請前に相談や問い合わせがあります。修学上の支援が必要だと思われる場合は、支援申請へと繋げます。

担当組織（担当者）

相談窓口

P.19 へ

STEP 1

修学上の支援申請の受付

障がい学生の所属する学部等事務室において、支援申請を受付けます。

学部等事務室

P.20 へ

STEP 2

面談（建設的対話）

障がい学生支援において非常に重要なステップとなります。本面談で修学上の支援（合理的配慮）内容の原案を作成します。

学部等事務室及び障がい学生支援室

P.21 へ

STEP 3

修学上の支援（合理的配慮）内容の決定

面談を通して作成した内容を決定し、当該配慮内容を障がい学生へ通知します。

教授会またはその委任を受けた会議体等

P.24 へ

STEP 4

配慮依頼文書の発行

決定した内容を記載した文書を、実際に配慮を提供（支援を実施）する各科目担当教員へ通知します（障がい学生支援室にも共有）。

学部等事務室

P.25 へ

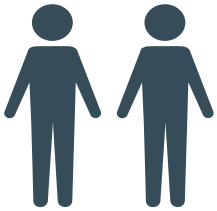

STEP 5

修学上の支援の実施（合理的配慮の提供）

各科目担当教員は、配慮依頼文書に基づき、各科目において、修学上の支援を実施します（合理的配慮の提供）。

各科目担当教員

P.26 へ

STEP 6

モニタリングの実施

支援の実施後、問題がないかどうかの確認を行い、必要に応じて面談（建設的対話）を実施します。

学部等事務室及び障がい学生支援室

P.27 へ

STEP 0 申請前相談

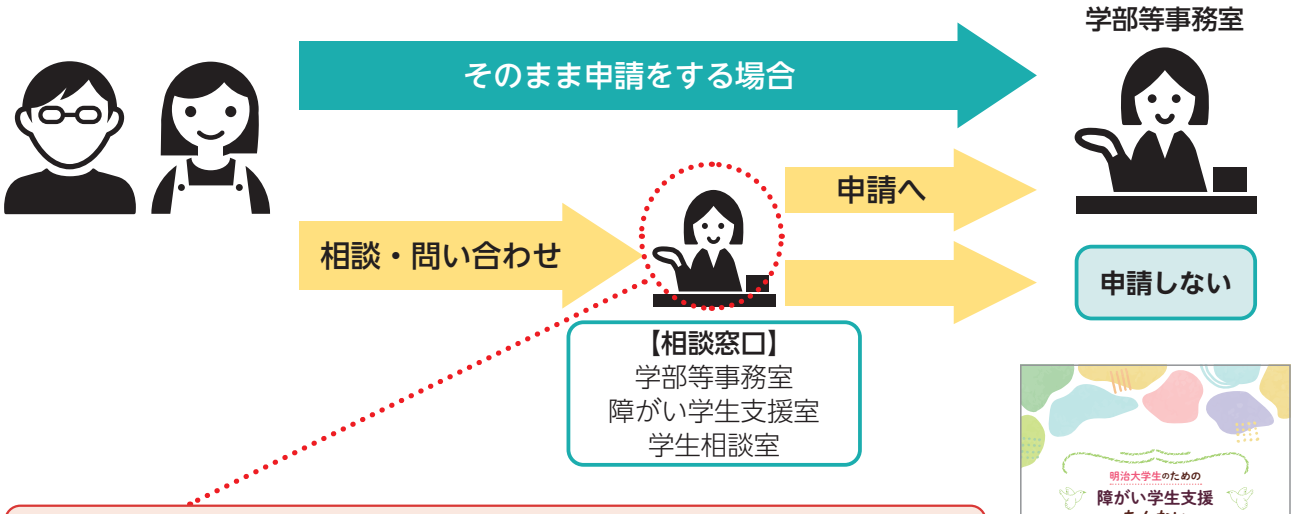

★相談を受けたら・・・

1.「明治大学生のための障がい学生支援あんない」をもとに、障がい学生支援について説明を行ってください。

2.その上で、申請の有無については、学生の意思を尊重するようにしてください。

ポイント

★障がいによっては、自身の状況を把握、伝達することが困難な場合があります。「申請するかどうか」という点で学生が悩んでいる場合は、障がい学生支援室に繋いでください。

★申請にあたっては、「修学上の支援申請フォーム」の入力等が必要となります。障がいによっては、自身の状況や要望等を申請フォームに入力することが困難な場合があります。その際は、障がい学生支援室に繋いでください。

チェック

合理的配慮と教育的配慮のちがい

合理的配慮

障害者差別解消法に基づき、その不提供が禁止されており、また合理的配慮と呼べるのは、複数の要件を満たしたものであって、かつ建設的対話に基づいて合意形成がなされたもの。教育的配慮と比べたときに、組織としての提供責任や双方向性が明らかになっている。

教育的配慮

配慮の要請に対して、障がいの有無に関わらず、学部等や各教職員が、その権限の範囲内で、教育上の理念や個人の善意に基づいた工夫として行われるもの。

参考：京都大学　高等教育アクセシビリティプラットフォーム HP

STEP 1 修学上の支援申請の受付

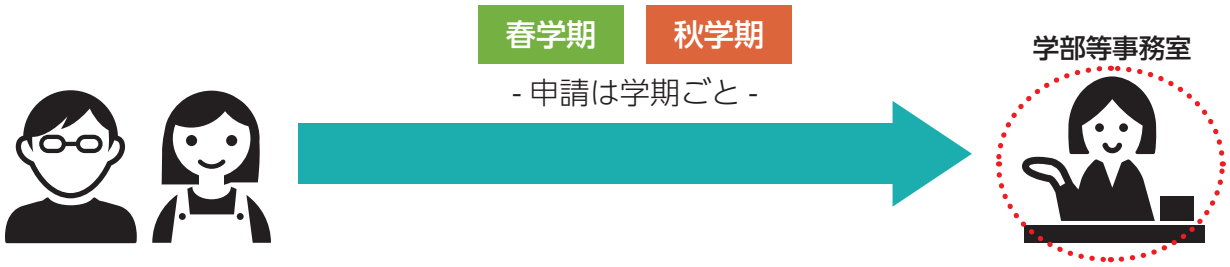

★必要事項について

① **修学上の支援申請フォームの入力**
② **障がい者手帳(写し)または診断書の提出**

症状が多岐にわたり、症状ごとに診断が分かれる場合は、それぞれの診断書の提出を原則とします。

診断書について（継続申請の場合）
- 年度最初の申請学期は、診断書の提出を必須とします。
- 秋学期の継続申請は、症状や診断名等に変更がない場合は、提出不要とします。

チェック

★本学の障がい学生支援においては、障がい学生の状況を適切に把握するため、障がい者手帳(写し)または診断書の提出を必須とします。しかし、それらの取得に時間がかかる場合や、事情により提出が困難な場合もあります。そのような場合は、以下のとおりとします。

①時間はかかるが提出ができる場合

⇒後日の提出とし、支援の流れを進めます。その際は、支援の流れの STEP2 に該当する面談（建設的対話）において、障がいに関するヒアリングを行い、状況の適切な把握に努めます。

②なんらかの事情により提出が困難な場合

⇒標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等（文科省検討会第二次まとめより抜粋）をもって、支援の流れを進めます。その際、支援の流れの STEP 2 に該当する面談（建設的対話）において、障がいに関するヒアリングを行い（提出が困難な理由を含む）、状況の適切な把握に努めます。

ポイント　**支援申請の受付には期日はありません**

本学では、合理的配慮の提供における「障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」を、「修学上の支援申請」としており、いつでも申請することは可能です。しかし、支援内容の検討から実施までには時間を要するため、学期の中盤や試験間際に申請があった場合には、実施できる支援が限られてしまいます。こうした点を、面談（建設的対話）において丁寧に説明し、相互に理解を深めることが重要です（P.10 参照）。

STEP 2 面談（建設的対話）

対面でもオンラインでも可能です！

障がい学生支援において、面談（建設的対話）は非常に重要なステップになります。
面談の実施においては、以下の形式を原則とします。

新規申請時 ⇨ 初回面談は原則必須とします。

面談の参加者

●学部等事務室職員
●学部等教員（障がい学生支援担当）
●障がい学生支援室職員

●障がい学生
※必要に応じて保証人・保護者
※必要に応じて関係者（支援者等）

※当該学部事務室にて、面談参加者の日程調整をします。

面談における主な確認事項

教育の側面

学部等

・障がいに伴う現在の状況の確認
・障がい学生の要望等の確認
・修学上の支援（合理的配慮の提供）を希望する各科目における配慮内容のすり合わせ

ポイント 次ページへ

＋

障がいの側面

障がい学生支援室

・根拠資料に基づく、障がいに伴う症状の確認
・通院・服薬・医師からの指示の確認
・合理的配慮の説明を含む障がい学生支援の説明

学部等
配慮依頼文書素案の作成（必須）

共有

障がい学生支援室
面談記録の作成（必須）

チェック 面談実施の際に困ったら、障がい学生支援室にご相談ください！

例えば…
●本人が面談を希望しない・拒否している場合
⇒障がい学生支援室にご相談ください。代替案を検討いたします。

●学部等の事情により面談の実施が難しい場合（例：早急な支援の実施が必要な場合等）
⇒障がい学生支援室にご相談ください。面談実施の代替案の検討や、面談を実施しない妥当性を判断し、その旨の記録を残した上で、支援の流れを進めます。

ポイント

修学上の支援（合理的配慮）の提供を希望する各授業科目における配慮内容のすり合わせ

合理的配慮の7要素（P.7）を確認してください！

前提として

合理的配慮は、その性質上、個別的性格となっています。そのため、同じ障がいであっても、所属学部や履修している科目、その時の状況等によって、配慮内容は異なります。逆に、「この障がいにはこの配慮」「前にこうした対応をとったので」と定型的に決定してしまうことは避けなければなりません。

上記とあわせて、面談（建設的対話）におけるポイントを紹介します。

事例集（P.30～）も参考にしてください！

【合理的配慮（修学上の支援）の提供のタイミング】

合理的配慮（修学上の支援）の提供は、支援内容が決定し、当該内容が各科目担当教員に共有された時点から始まります。

【合理的配慮と教育的配慮】

法的義務が伴う合理的配慮の提供は、合意形成の必要から時間を要することがあります。合理的配慮の提供（実際の支援）までに時間を要するとき、また、学期の途中で支援申請が出されたときなど、支援が間に合わなかった授業回については、教育的配慮の観点から対応することが望ましいと言えます。

【対面による授業の出席が難しい場合（障がいに起因して授業を欠席した場合も含む）】

障がい学生の状況及び要望と本質変更不可の観点を踏まえて、情報保障を確保した上で、
①オンライン形式の授業の提供にて代替
②レポートでの代替
などが考えられます。オンライン形式の授業の提供については、別紙「障がい学生支援における合理的配慮としての オンライン形式の授業の提供について」を参照してください。
面談を通して、対面による授業の出席が難しく、合理的配慮が必要だと判断した場合は、配慮依頼文書にその旨を記載し、具体的な配慮内容の提供方法は、各科目担当教員の判断となります。（詳細はP.26「STEP5」参照）

【情報保障について】

講義・演習等その形態を問わず、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要です。その際の手段として、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、コミュニケーション上の支援を行うことが必要です。
（例：Oh-o! Meiji 等で授業資料を公開する、映像教材や授業動画の文字起こしデータを提供する等）

【定期試験における修学上の支援（合理的配慮）について】

成績評価における合理的配慮の基本的な考え方

障がい学生支援の目的は、合理的配慮により障がい学生に「参加（機会）の平等」を提供することです。したがって、成績評価にあたっては、教育目標・評価基準の変更や、障がい学生の合格基準を下げる等の対応を行うのではなく、他の学生との公平性を担保しなければなりません。

定期試験における合理的配慮

定期試験は成績評価手段の1つであることから、上記の基本的な考え方に基づき、当該学部等の3ポリシーや各授業科目の本質を変更しないこと、大学にとって過重な負担とならないこと等、合理的配慮の7要素に鑑みた上で、必要な合理的配慮の内容について、障がい学生との建設的対話を通して検討します。また、検討の結果、学部等において定期試験での配慮が必要と判断した場合の具体的な措置については、本質変更不可の観点から、各科目担当教員と相談・検討し決定する必要があります。
併せて、以下の点にも留意してください。

【レポート課題等への変更】
評価方法を変更する場合は、教育目標や評価基準等の本質変更を伴わないかどうか、特に注意して実施してください。

【試験時間の延長、別室での受験等】
定期試験の実施体制（人員配置、施設調整等）に鑑み、大学にとって過重な負担とならないかという観点からも検討する必要があります。
※判断が難しいときは…
①入学試験における受験上の配慮を実施した障がい学生については、その内容を参考にします。
②自部署だけで対応が難しい場合は、障がい学生支援室にご相談ください。

【特別試験（追試験）の実施】
特別試験（追試験）は、「やむを得ない事由のため、定期試験を受けることができなかった者に対して実施する試験」※１であり、対象科目、理由、根拠資料等を明らかにした上で、教授会の議を経て行うこととなっています。
障がい学生への配慮内容として、特別試験（追試験）の実施が妥当である場合には、上記の決定プロセスを踏まえて実施してください。

※１『教務事務取扱要領』教務編 第３章３　参照

問題・解答用紙の拡大、点訳等の技術的支援が必要な場合は、学部等と障がい学生支援室が連携し、必要な対応をとります。

ポイント　**いずれの場合も、障がい学生と大学側との建設的対話において、双方の納得・理解を得ることが重要です。**

定期試験における合理的配慮の必要性については、障がい学生の障がいや症状、状況、授業の本質や学部の状況等によって異なります。障がい学生との面談（建設的対話）によって、その必要性を判断することになります。また、障がい学生支援室職員が面談に同席することで、より適切な判断ができるような体制としています。

継続申請時⇨　**面談は原則必須とします。しかし、以下の場合においては、個別的に柔軟な対応をすることで、迅速な支援の実施に繋げることとします。**

障がい学生から、①症状や診断名等が変わらず、②配慮内容も変更しなくてよい、旨の意思が表明された場合は、面談を実施せずに、支援の流れを進めることができます。

注意事項

★面接を省略した場合は、障がい学生からの意思表明（上記①、②）を記録するとともに、障がい学生支援室と情報共有してください。
★学年が上がるときに、継続して支援申請を提出する場合は、カリキュラム上で合理的配慮（修学上の支援）の内容を再検討する必要が出てくることもあります。その際は、原則どおり面談を実施してください。

STEP 3　修学上の支援（合理的配慮）内容の決定

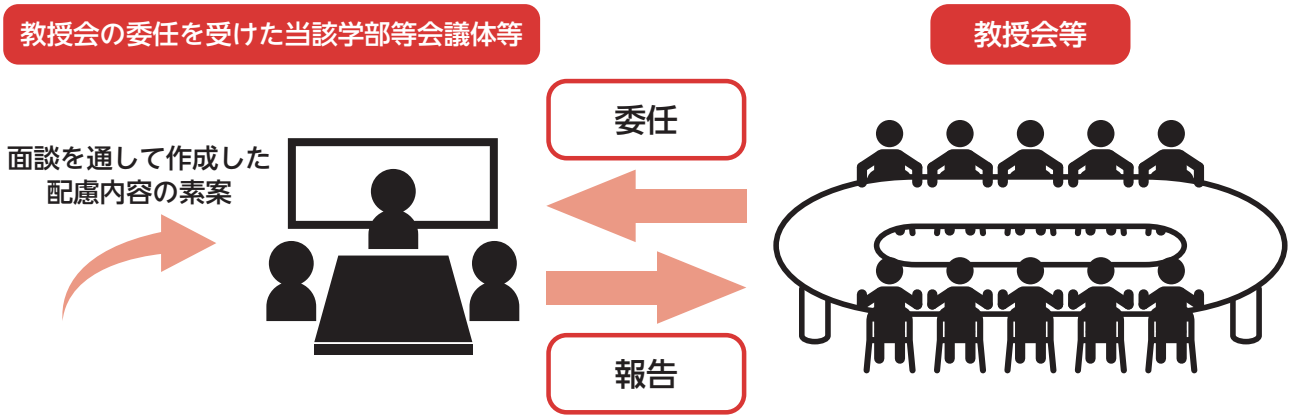

1 迅速に支援を実施するため、障がい学生支援の責任の主体である教授会等から委任を受けた会議体等において、面談を通して作成した配慮依頼内容を審議・決定します。

ポイント

- 修学上の支援（合理的配慮）内容の決定は、障がい学生支援を担当している各教職員や部署のみで行うのではなく、こうした組織全体の流れで行うことが重要です。
- 配慮内容の審議においては、合理的配慮の７要素（P.7 参照）の観点も重要です。中でも、学部の３ポリシーや、配慮を行う科目のシラバス等が重要な判断材料となります。

2 配慮内容に疑義が生じた場合は、障がい学生支援室と連携し、再度、面談（建設的対話）を通して、配慮内容を検討します。

3 配慮内容の決定後は、①配慮内容を障がい学生へ文書通知、②配慮依頼文書を各科目担当教員へ通知、③配慮依頼文書を障がい学生支援室へ共有、の３点を行います。
★各科目担当教員から、当該配慮内容に関して疑義が生じた場合は、障がい学生支援室と連携し、再度、面談（建設的対話）を通して、配慮内容を検討します。（詳細はP.26参照）

4 当該学部等で行っている障がい学生支援については、定期的に教授会等に報告し、教授会等において障がい学生支援の実態を把握するようにしてください。
（例えば、春学期末及び秋学期末の教授会等において、支援申請者数や配慮内容を報告する等）

STEP 4 配慮依頼文書の発行

修学上の支援（合理的配慮）内容の決定後、当該内容を記載した配慮依頼文書を、配慮が必要な各科目担当教員へ通知します。配慮依頼文書作成にあたっては、以下を確認してください。

発行主体

発行主体は、当該学部長等とします。

記載項目

① 学生情報（氏名、入学年、学部、学科、専攻、年組番号、学生番号）
② 当該教員が配慮を提供する履修科目名
③ 当該学生の障がい名
④ 障がいに起因する現在の状況 ※チェック①参照
⑤ 修学上の支援（合理的配慮）内容 ※チェック②参照
⑥ 支援実施が難しい場合の再調整について ※チェック③参照
⑦ モニタリング用二次元バーコード（P.27 モニタリング実施要領に基づいて記載を予定）
⑧ 問い合わせ先

チェック 1

障がいに起因する現在の状況（どのような症状があるのか、どのような点で困難を抱えているのか等）については、面談（建設的対話）において得た情報を記載し、各科目担当教員が当該学生の状況を理解できるようにしてください。

チェック 2

★修学上の支援（合理的配慮）内容は、面談及び検討を経て、合理的配慮の７要素を鑑みて決定された事項となり、また、法的義務として提供（支援の実施）しなければならないものとなります。
★各科目の本質、授業状況、担当教員の状況等を考慮する必要もあるため、具体的な実施方法は各科目担当教員の裁量とします（障がいによっては、合理的配慮として具体的な実施方法まで記載する必要もあります）。

チェック 3

★各カリキュラムや授業科目の本質、授業状況、担当教員の状況等によっては、当該配慮内容の実施が難しい場合もあります。その際は、当該科目担当教員と学部等及び障がい学生支援室とで、配慮内容についての再調整を行う旨を、配慮依頼文書に明記します。

配慮依頼文書のフォーマットは障がい学生支援室にありますので、
必要な場合はお問い合わせください！

配慮依頼文書に関して、各科目担当教員から問い合わせがあり、判断に悩む場合がありましたら、障がい学生支援室にご相談ください！

STEP 5 修学上の支援の実施（合理的配慮の提供）

配慮依頼文書を受領した各科目担当教員は、記載内容に沿って、修学上の支援（合理的配慮）を行ってください。

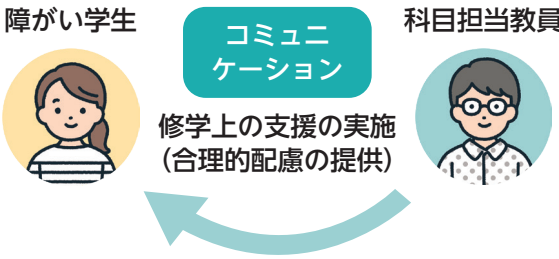

配慮依頼文書に基づき、合理的配慮の７要素を鑑み、具体的な修学上の支援（合理的配慮）の内容を決定し、実施します。
その際にも必要に応じて、障がい学生とのコミュニケーションを図るようにしてください。

チェック

★障がいによっては、対面による会話が難しい場合があります。その際は、メールや Oh-o! Meiji 等のツールを使用して、連絡してください。

★障がいに起因する症状の起伏によって、スムーズなコミュニケーションが難しい場合があります。その際は、配慮依頼文書に記載されている学部等事務室担当者または障がい学生支援室にご相談ください。

★具体的な修学上の支援（合理的配慮）内容の検討が難しい場合や、障がい学生から、配慮依頼文書に記載された配慮内容を超える要望が出る等、対応が困難な事態が生じた場合は、配慮依頼文書に記載されている学部等事務室担当者または障がい学生支援室にご相談ください。

配慮依頼文書に記載の合理的配慮の実施が難しい場合

何らかの事情により、配慮依頼文書に記載された合理的配慮の実施が難しい場合は、配慮依頼文書に記載されている学部等事務室担当者または障がい学生支援室にご相談ください。どのような内容であれば配慮が可能かどうか、再調整します。

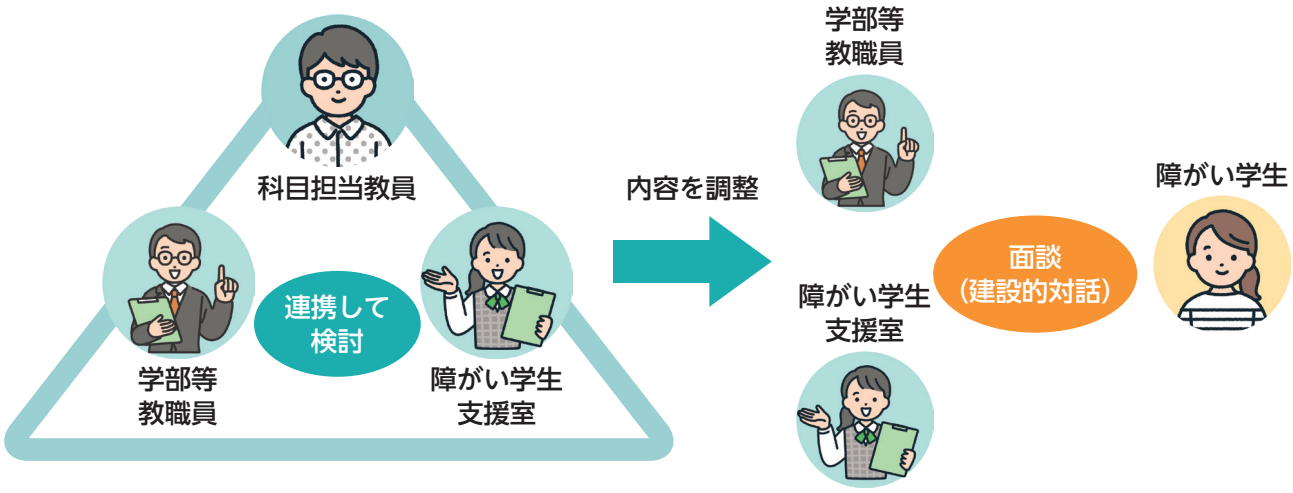

成績評価における合理的配慮の基本的な考え方について

障がい学生支援の目的は、合理的配慮により障がい学生に「参加（機会）の平等」を提供することです。したがって、成績評価にあたって、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、障がい学生の合格基準を下げる等の対応を行うのではなく、他の学生との公平性を担保することが重要です。

P.23も参照してください！

STEP 6 モニタリングの実施

修学上の支援（合理的配慮の提供）実施後、支援内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、科目担当教員及び障がい学生に対してモニタリングを実施します。モニタリングにより支援内容の見直しが必要であることが判明した場合は、面談（建設的対話）を実施し、内容の再調整を行います。

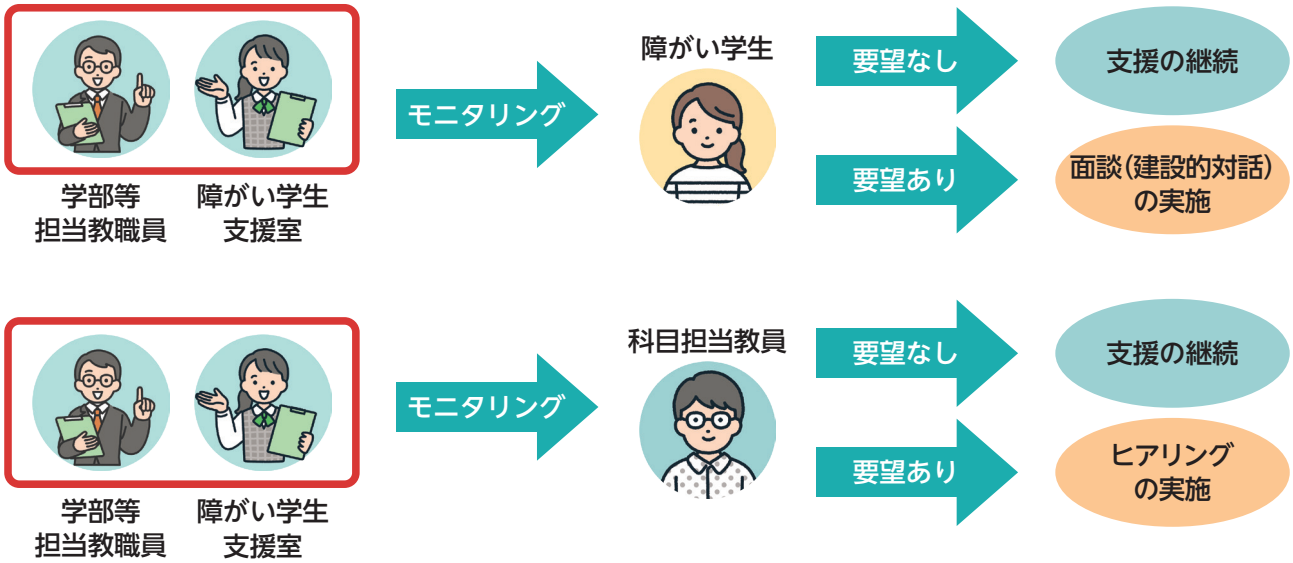

モニタリング方法の詳細は別に定めます。

（4）障がい学生支援における紛争の防止・解決における体制

ここでいう「紛争」とは、障がい学生と大学との間で相互に要求と拒絶が行われているプロセスを指しています。本学では、面談（建設的対話）を通して、障がい学生及び大学側の相互理解に努めた上で、組織として適切な修学上の支援（合理的配慮）内容を決定し、実施しています。その中で、障がい学生が適切な配慮（支援）を受けることができていないと感じた場合は、再度、調整を試みることも体制として整えています。（下記①）

そのうえで、紛争が生じてしまった際に、どのような対応をするかについて、以下に記載します。（下記②～④）

① 配慮依頼文書に基づく支援内容に不服がある場合（支援内容を変更してほしい、思っていた支援を受けられていない等）

支援実施の流れ（P.18）に沿って建設的対話を継続し、合理的配慮内容を修正・変更し、支援を継続します。

② 建設的対話を繰り返しているが、双方で合意を得ることができない場合 不当な差別的取扱いを受けている場合

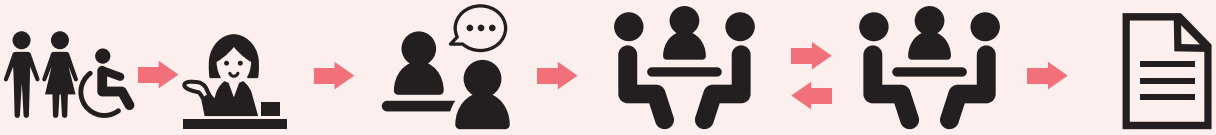

紛争の解決を求める申請

【障がい学生支援室】
- 状況把握
- 面談日程調整

面談

【面談出席者】
- 障がい学生支援推進委員会
- 委員長または副委員長
- 委員長が指名する委員1名
- 障がい学生支援室

配慮内容審議

【障がい学生支援推進委員会】明治大学障がい学生支援に関する規程第10条第1項第2号「障がいのある学生からの合理的配慮の申出に関する事項」及び3号「障がいのある学生支援に関する問題の防止又は解決を図るための措置等に関する事項」

配慮内容確認・決定

【各学部教授会等】または【委任された会議体等】

配慮依頼文書発行

【連名】
- 学部長等
- 障がい学生支援推進委員会委員長

③ 不当な差別的取扱いを受けている場合 キャンパス・ハラスメントを受けている場合

→ キャンパス・ハラスメント相談室

④ 紛争解決に際して、学外の相談・調停窓口を利用する場合

（参考）

組織名称等	連絡先	備考（当該 HP 等）
文部科学省高等教育分野 高等教育局	03-5253-4111	―
法務省人権擁護局全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権 110 番）	0570-003-110	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
法務省人権擁護局常設相談所	―	（電話番号一覧）https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00223.html
東京都障害者権利擁護センター	03-5320-4223	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課	045-210-4703	https://www.pref.kanagawa.jp/div/1309/index.html

（5）障がい学生支援における災害対策

本学では、障がい学生のための災害時対応ハンドブックを作成しています。
https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/document.html

（6）障がい学生支援の推進（啓発）

文科省検討会第三次まとめでは「教職員のFD・SD等を通じて障害学生支援の重要性を浸透させる取組が必要である」とされており、本学においても、障がい学生支援推進委員会において、全学的な取り組みとして、障がい学生支援における理解・啓発促進活動を推進しています。

各学部等においては、定期的にＦＤ・ＳＤにおいて、障がい学生支援を取り上げていただきますようお願いします。

内容については、いつでも障がい学生支援室にご相談ください！

（7）学生サポーターとは

障がい学生を支援するのは、教職員のみならず明治大学の学部生・大学院生も含まれます。一人ひとりの心がけ・声がけ・手助けが、障がい学生にとって、非常に大きな支えとなります。そのため、本学では学生間でのピア・サポートの理念を大切にしています。

また、本学では有償ボランティアである学生サポーターを随時募集しています。学生サポーターは、障がい学生支援室と連携し、サポート活動に取り組みます。

学生サポーターの詳細についてはこちら

https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/student_affairs_group.html

ピア・サポートとは

ピア（peer）とは「仲間」、サポート（support）は「支援」という意味です。同じ大学に所属する学生が相互に助け合い、課題の解決をする活動です。この活動は、「誰もが成長する力を持っている」「誰もが自分で解決していく力を持っている」「人は実際に人を支援する中で成長する」「誰もが他者をサポートできる存在であり、サポートを受ける存在である」という考え方に基づいています。

5 参考

（1）主な障がいと修学上の支援（合理的配慮）事例集

注意事項

ここで紹介する事例は、あくまで参考です。
同じ障がいであっても、症状や状況等によって、合理的配慮の内容は異なります。

❶ 視覚障がい

視覚による情報を全く得られない、または得にくい状態であり、人によって見える範囲（明暗、色、形等）の程度に大きな差があります。

＜主な障がい名＞
盲、弱視

修学上の支援（合理的配慮）の事例

板書や配布資料に印刷された文字や図表が小さく、見えにくいため、読むのに時間を要する。

○本人の希望する大きさに拡大した配布資料を提供する。
○配布資料や教科書・参考書を電子データで提供する。
○板書の写真撮影や、授業の録音を認める。

教室が暗い、または極端に眩しいと、板書や配布資料が見えにくい。
特定の色の識別が難しい。

○カーテンやブラインド、照明で、教室の明るさを調整する。
○配布資料や授業スライドに、色分けしたグラフや図を掲載する際は、濃淡を調整する等、学生にとって見えやすくなるようにする。

発表やグループディスカッション等、複数の人が発言する場面で、発言者の顔が見えにくく、誰が話しているのか等の状況が分からない。

○どこに誰がいるのかを説明してから、ディスカッションを始める。
○発言者は、名乗ってから発言する。
○複数の人が同時に発言することを避け、１人ずつ発言する。

視覚による情報取得が極めて困難である。

○配布資料や教科書・参考書のテキストデータを提供し、音声読み上げソフトを使って音声情報として取得できるようにする。

❷ 聴覚障がい

話し声や周囲の音が聞こえない、または聞こえにくい状態です。音が小さく聞こえたり、ひずんだり途切れたりすることもあり、聞こえ方の程度は様々です。

〈主な障がい名〉ろう、難聴

修学上の支援（合理的配慮）の事例

授業内容の聞き取りが困難である。
課題の内容や締切日等の大切な情報の聞き漏らしや聞き間違いをすることがある。

○授業内容に関する配布資料やスライド資料には、視覚的な情報を多く入れる。
○課題の内容や締切日等の重要な事項は、板書や Oh-o! Meiji のお知らせ等により伝える。
○配布資料等を事前に提供する。
○映像教材や授業動画の文字起こしを行い、そのテキストデータを提供する。
○教員の声が聞こえやすい前方の座席を確保する。
○補聴援助システムや音声認識アプリケーション等の使用を認める。音声認識アプリケーション利用時の誤字修正が必要な場合は、学生サポーターによるサポートを行う。

発表やグループディスカッション等、複数の人が発言する場面で、発言内容の聞き取りが難しい。

○発言者の口元が見えるよう、マスクをせずに発言する。
○発言者は、名乗ってからゆっくり、はっきりとした声で話す。
○複数の人が同時に発言することを避け、1 人ずつ発言する。
○キーワード等を板書し、話の流れを把握しやすくする。

❸ 肢体不自由

四肢や体幹に何らかの障がいがあり、日常生活における動作が困難な状態です。

〈主な障がい名〉上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい

修学上の支援（合理的配慮）の事例

筆記が困難なため、板書の書き取りや配布資料への記入等が難しい、もしくは時間を要する。

○学生サポーターが授業に同席し、板書写しや重要な事項の書き取り、配布資料への記入を行う。
○板書の写真撮影を認める。
○配布資料を電子データで提供し、ノートパソコンやタブレット等で閲覧できるようにする。
○授業中に提出するリアクションペーパーの代わりに、Oh-o! Meiji のアンケート機能等を通じてその内容を提出できるようにする。

試験の際、筆記による解答ができない、もしくは、時間を要する。

○アンケートフォームや Oh-o! Meiji 等を通じて出題及び解答の受付を行い、ノートパソコンやタブレット等を使用して解答できる形式で実施する。
○試験の時間延長を行う。
○本質変更不可の点をふまえた上で、代替措置が可能な場合は、レポート課題等に代替する。

車いすを使用しており、学内の移動に時間がかかる。

○授業開始時刻を過ぎてからの授業参加を認める。
○一般のエレベーターは混雑するため、教職員用エレベーターの利用を認める。

❹ 病弱・虚弱

身体内部の障がいにより、日常生活等に困難をきたしている状態です。症状のほとんどは外見からはわかりません。そのため、疾患のない学生との区別がつきにくいことがあります。

〈主な障がい名〉

てんかん、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アナフィラキシー、ネフローゼ症候群、糖尿病、悪性新生物

修学上の支援（合理的配慮）の事例

疾患による体調の変化や、定期的な通院により、授業を欠席または遅刻することがある。

○欠席した授業の録画や配布資料を後日配信する。
○欠席を補うためのレポート等を課す。
○体調により課題の提出ができなかった場合は、提出期限を延長する。
○可能な範囲で、欠席した回の授業内容の理解を補うための質問を受付ける。
○通院の曜日・時間に重複する授業について、別の授業に履修変更する。

授業中に発作や過呼吸等の症状が出てしまい、休憩が必要なことがある。
授業中に体調不良になった際、服薬する必要がある。

○発作等が起きた際、休憩のための途中退室を認める。
○授業中の服薬、または服薬のための途中退室を認める。
○座席指定のある授業の場合、退室しやすい座席を指定する。

長時間にわたり同じ姿勢で着席し続けることが難しい。

○授業中に楽な姿勢をとることを認める。

❺ 精神障がい

症状が目に見えにくく、障がいに起因した症状により、日常生活等に困難をきたしている状態です。

〈主な障がい名〉
統合失調症、うつ病、双極症（双極性障がい）、気分変調症、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、解離症（解離性障がい）、社交不安症（社交不安障がい）、適応障がい、不安症、パニック症、強迫症、睡眠障がい、摂食障がい、うつ状態、遂行機能障がい

修学上の支援（合理的配慮）の事例

疾患による体調の変化や、定期的な通院により、授業を欠席または遅刻することがある。

○欠席した授業の録画や配布資料を後日配信する。
○欠席を補うためのレポート等を課す。
○体調により課題の提出ができなかった場合は、提出期限を延長する。
○可能な範囲で、欠席した回の授業内容の理解を補うための質問を受け付ける。
○特に欠席・遅刻しがちな時間帯の授業を、別の授業に履修変更する。

指名を受けて意見を述べることや、人前での発表やディスカッションをする場面では、強い不安や緊張を感じ、発言することが困難になる。

○個別指名することを避ける。
○授業中の発表ができなかった場合は、発表内容を録音・録画したものを提出させることで代替する。
○授業日前に、発表やグループディスカッションがあることを事前に伝える。
○グループディスカッションの場合、本人がいるグループの人数を少なくする。

授業中に発作や過呼吸等の症状が出てしまい、休憩が必要なことがある。
授業中に体調不良になった際、服薬する必要がある。

○発作等が起きた際、休憩のための途中退室を認める。
○授業中の服薬、または服薬のための途中退室を認める。
○座席指定のある授業の場合、退室しやすい座席を指定する。

人の多く集まる場所が苦手であり、履修者の人数や座席の場所によっては強い不安や緊張を感じ、体調不良になることがある。

○体調不良になった際、休憩のための途中退室を認める。
○座席指定のある授業の場合、本人が希望する座席を指定する。
○オンラインによる授業の出席を認める。

注意点！

個別の事例においては、障がい学生との建設的対話（面談等）を経て、双方の理解、合意形成をしていることが前提です。場合によっては、不当な差別的取扱いとなる可能性があることにも注意が必要です（P.11『⑤不当な差別的取扱いと合理的配慮の関係』を参照）。

❻ 発達障がい

物事の捉え方や行動等に特性が表れますが、本人の学習意欲や生活習慣の問題との区別がつきにくいことがあります。また、同じ診断名であっても、修学上生じる困難は人によって様々です。

〈主な障がい名〉
ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠如・多動症）、SLD（限局性学習症）

修学上の支援（合理的配慮）の事例

授業を聞きながら内容を理解することや、ノートをとることが困難である。
課題の内容や締切日等の大切な情報の聞き漏らしや聞き間違いをすることがある。

○授業内容に関する配布資料やスライド資料には、視覚的な情報を多く入れる。
○課題の内容や締切日等の重要な事項は、板書や Oh-o! Meiji のお知らせ等により伝える。
○曖昧な表現は避け、具体的な表現で伝える。
○板書の写真撮影を認める。

授業の課題や論文等の成果物を、見通しをもって作成することが困難である。そのため、決められた提出期限内に課題を提出できないことがある。

○課題等の作成手順を、視覚的に提示する。
○課題の提出ができなかった場合には、期限を延長する。

周囲の環境音が気になってしまい、授業に集中できないことがある。
周囲の話し声や特定の音に耐えられず、体調が悪くなることがある。

○ノイズキャンセリングイヤフォンやイヤーマフ等の使用を認める。
○可能な範囲で、環境音から遠い座席を指定する。
○体調不良になった際、机に伏せることや途中離席を認める。

文字を正しい形で書くことが難しく、筆記に時間を要する。

○授業内容に関する配布資料やスライド資料には、視覚的な情報を多く入れる。
○板書の写真撮影を認める。
○ノートの代わりに、ノートパソコンやタブレット等でメモをとることを認める。
○授業中に提出するリアクションペーパーの代わりに、Oh-o! Meiji のアンケート機能等を通じてその内容を提出できるようにする。

その場で考えをまとめるのに時間がかかるため、ディスカッションで自分の意見を伝えることが難しい。

○授業日前にディスカッションのテーマを知らせ、事前に考えをまとめて授業に臨むことができるようにする。
○発言が難しい場合は、自分の意見をまとめたレポートや音声の録音を提出させることで代替する。

第１版 2025 年 3 月発行
発　行 明治大学 障がい学生支援推進委員会
事務局 障がい学生支援室
〒 101-8301
東京都千代田区神田駿河台 1-1
電　話 03-3296-4131